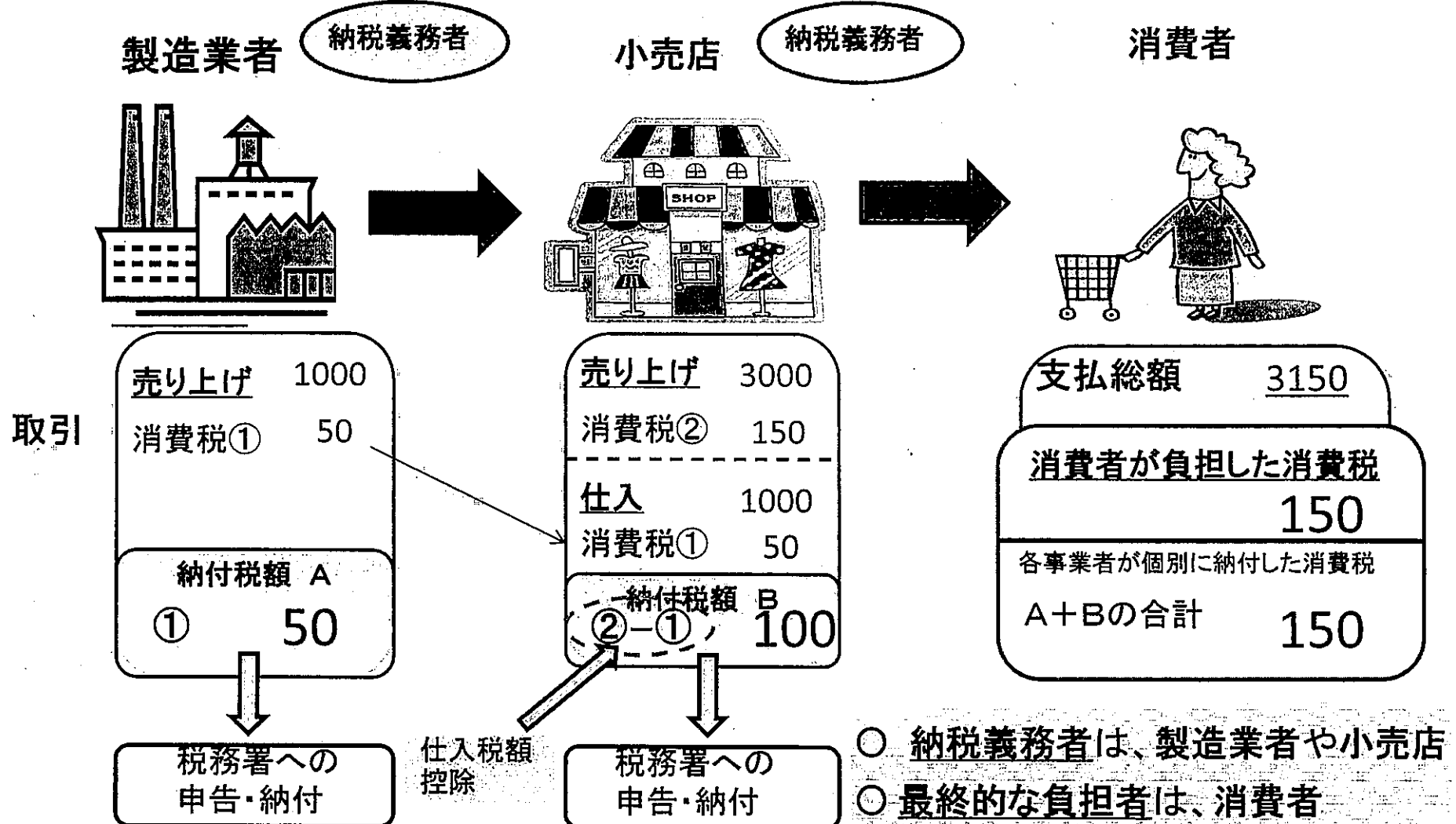
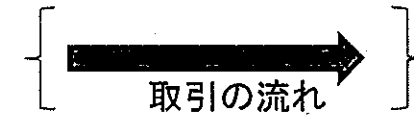


消費税の基本的な仕組み

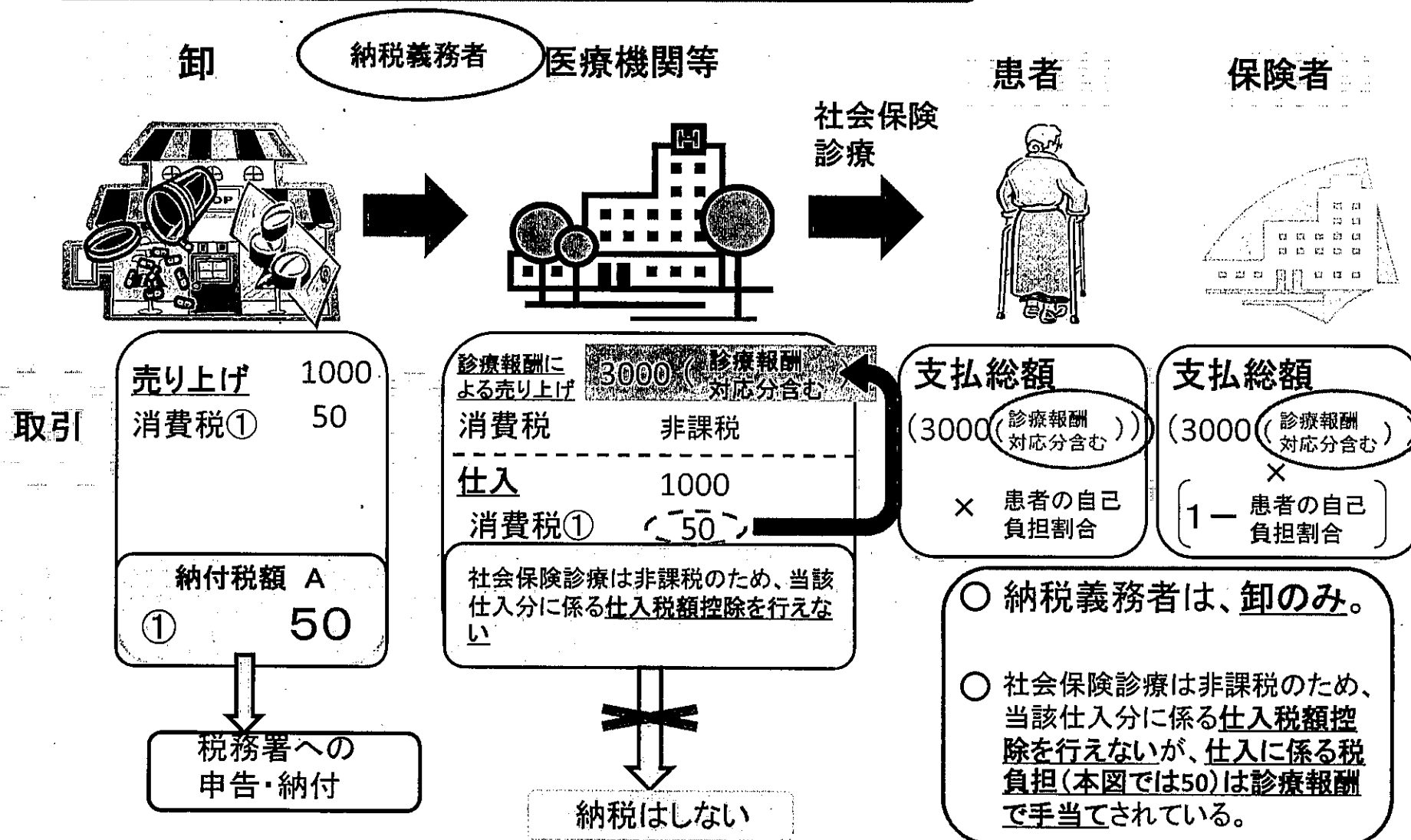
消費税と負担と納付の流れ(税率5%の場合)



社会保険診療における消費税の取扱い

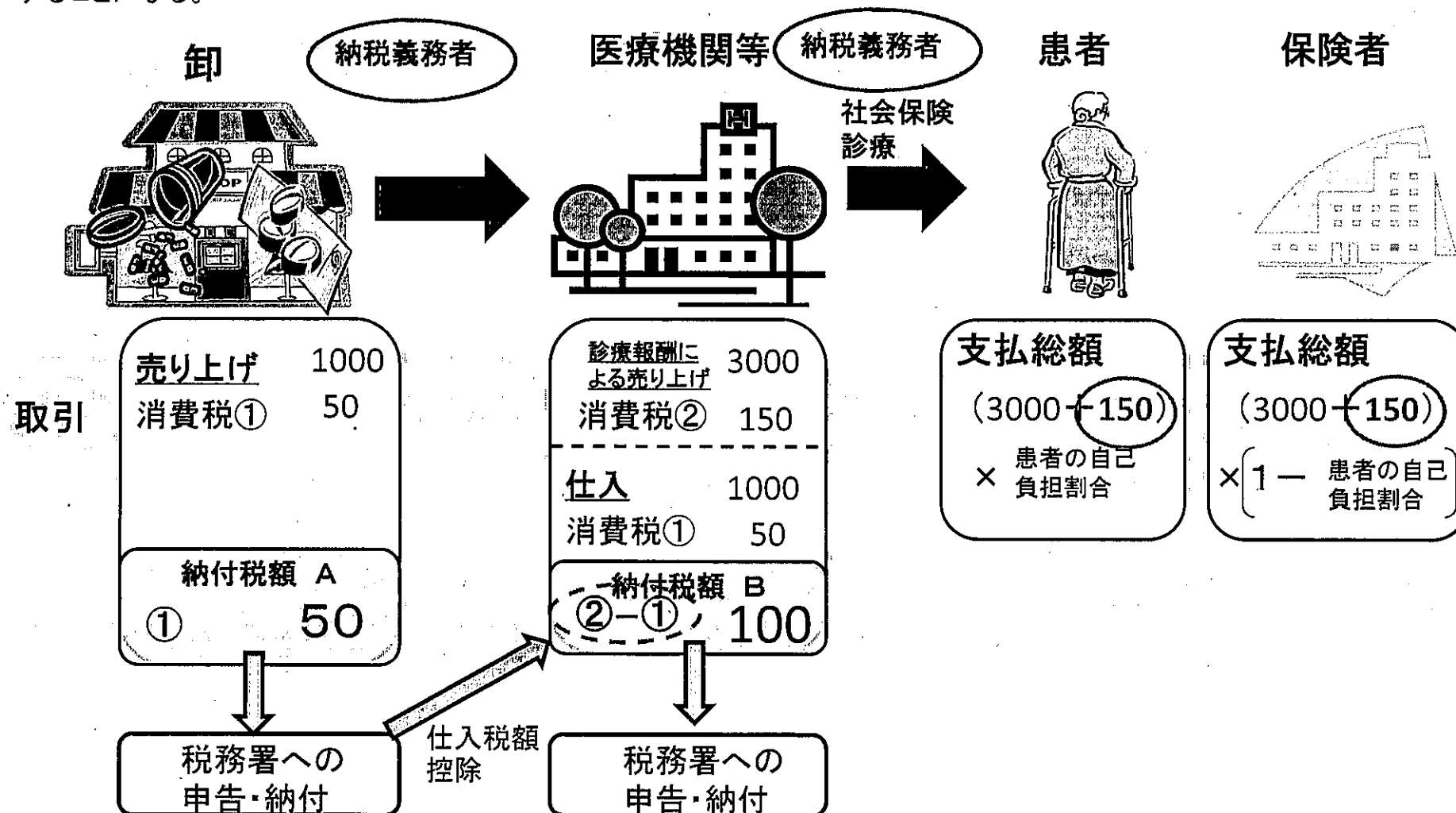
社会保険診療報酬は消費税非課税の取扱い

税率5%の場合
(診療報酬による売り上げ3000は仮定)



(参考) 仮に社会保険診療に係る消費税を課税とした場合

社会保険診療に係る消費税が非課税とされている現行制度では、患者及び保険者の消費税負担は仕入れ(1000円)に係る消費税負担(50円)のみを診療報酬で手当てしているのに対し、仮に課税化された場合には、診療報酬による売上全体(3000円)に対する消費税負担(150円)を患者及び保険が負担することになる。



一体改革大綱及び法案の基本的考え方について

【背景】

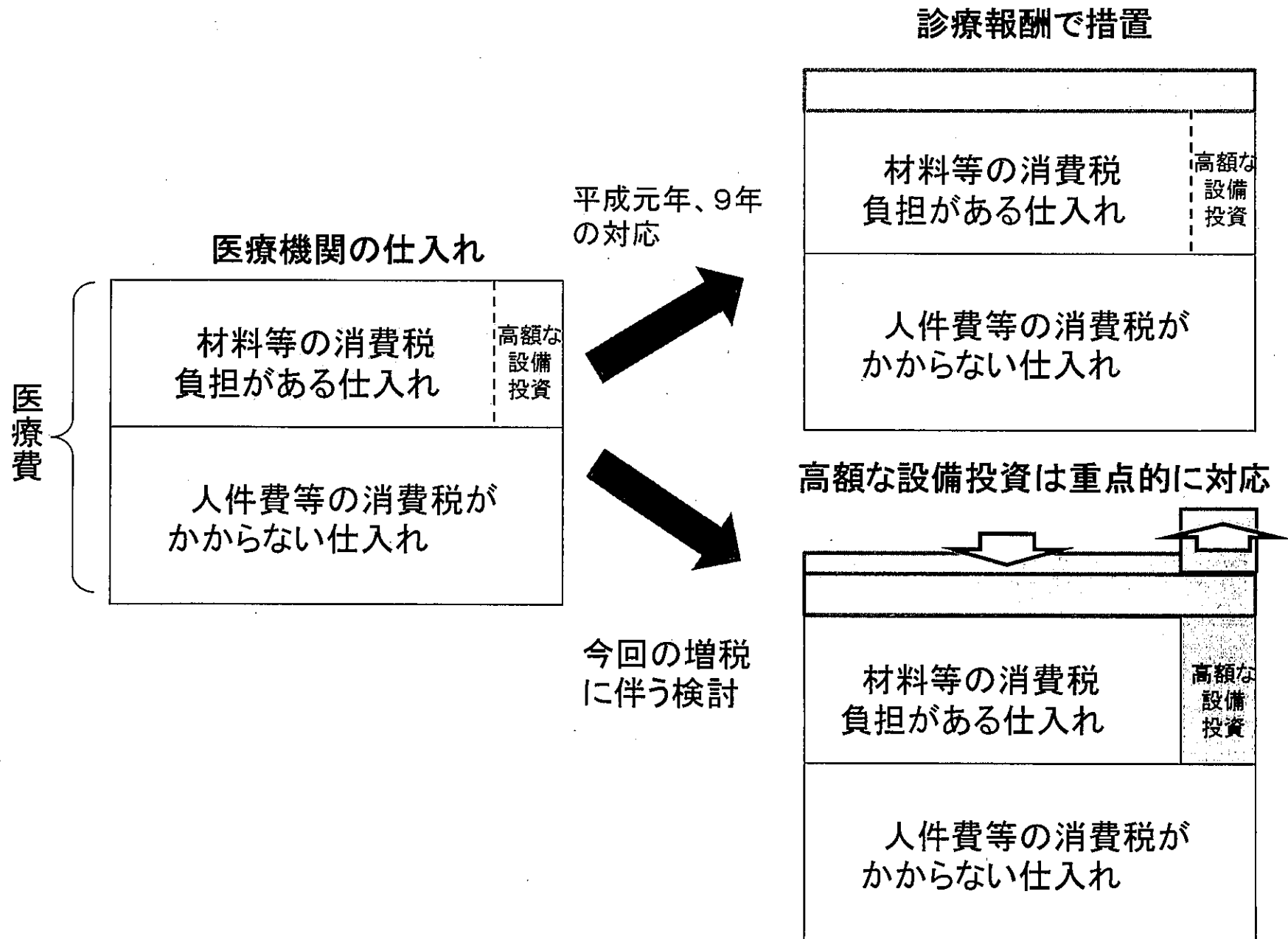
平成元年、9年の改定では、医療機関等の仕入れに要した消費税負担分を措置し、医療機関等の負担が生じないようにマクロレベルでは対応。

これまでの対応に対しては、特に高額な投資を行っている個々の医療機関等にとって負担感があるとの指摘がある。

【今回の消費税引上げへの対応の考え方】

- 仮に社会保険診療を課税化する場合には、患者や保険者の負担が増加することに配慮する必要がある、今回の消費税引上げに当たっては、平成元年、9年の対応を踏まえつつ、医療機関等の行う高額な投資による消費税の負担に関し、一定の基準に該当するものを区分して手当てすることなどを検討することとした。
- 具体的な手当の方法については、
 - ① 平成元年、9年の対応を踏まえつつ、診療報酬において高額な投資にも配慮した点数配分を行うという対応や、
 - ② ①に加えて、医療保険制度の中で医療機関等に対し、高額な投資による消費税負担に対応する手当を行うという対応が考えられるが、具体的には当分科会での検討課題である。

対応のイメージ



診療報酬改定における消費税への対応

○平成元年4月診療報酬改定(消費税導入時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定 医療費ベース +0.11%

薬価改定 医療費ベース +0.65%

合 計 医療費ベース +0.76%

(※)満年度ベースでは、0.84%

医科	+0.80%
歯科	+0.32%
調剤	+1.50%

○平成9年4月診療報酬改定(消費税引上げ時)における消費税分の上乗せ

診療報酬改定 医療費ベース +0.32%

薬価改定 医療費ベース +0.45%

(特定保険医療材料分0.05%を含む)

合 計 医療費ベース +0.77%

医科	+0.32%
歯科	+0.43%
調剤	+0.15%

※ただし、同年度消費税引き上げ分とは別で以下の改定を実施

診療報酬改定 医療費ベース +0.93%

…診療報酬の合理化を図るための改定

薬価改定 医療費ベース -1.32%

医科	+0.99%
歯科	+0.32%
調剤	+1.00%

よって消費税引上げ分とそれ以外の改定分の合計で、平成9年は+0.38%の改定となっている。

平成元年及び平成9年の計算方法

○平成元年4月診療報酬改定時(消費税導入時)の計算方法

① 薬価基準分 $3.0\% \times 0.9 \text{ (注)} \times 0.9 \text{ (在庫一ヶ月分調整率)} = 2.4\% \text{ (医療費ベース0.65\%)}$
※満年度ベース2.7%(医療費ベース0.72%)

② 診療報酬本体分

$$\begin{aligned} & \left[100 - 51.6\% \text{ (人件費)} - 20.4\% \text{ (薬剤費)} - 3.7\% \text{ (価格低下品目)} - 10.3\% \text{ (非課税品目)} \right. \\ & \quad \left. - 4.0\% \text{ (主要でない項目)} \right] \times 1.2/100 \text{ (消費者物価への影響)} \times 10/11 \text{ (在庫1ヶ月分調整率)} \\ & = 0.11\% \text{ (満年度ベース0.12\%)} \end{aligned}$$

全体改定率 ①+②=0.76% (満年度ベース0.84%)

(注)消費税導入時の薬価算定方式は、薬の流通価格の加重平均値よりも、最低でも10%程度上乗せされた価格が薬価として設定されていたため、過剰転嫁とならないよう、「0.9」を乗じている。

○平成9年4月診療報酬改定時(消費税引上げ時)の計算方法

① 薬価基準分 $20.9\% \text{ (薬剤費の割合)} \times (105/103 - 1) = 0.40\%$

② 特定保険医療材料 $2.4\% \text{ (特定保険医療材料の割合)} \times (105/103 - 1) = 0.05\%$

③ 診療報酬本体分

$$\begin{aligned} & \left[100 - 46.8\% \text{ (人件費)} - 20.9\% \text{ (薬剤費)} - 2.4\% \text{ (特定保険医療材料)} \right. \\ & \quad \left. - 8.4\% \text{ (非課税品目)} \right] \times 1.5/100 \text{ (消費者物価への影響)} = 0.32\% \end{aligned}$$

全体改定率 ①+②+③=0.77%